

特定特殊自動車事前確認書

1. 照会担当者情報

会社名(法人の場合)		
担当者	所属	
	役職	
	氏名	
連絡先	住所	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-mail	

2. 照会機械(車)情報

製作メーカー	
機械名称(油圧ショベル、ブルドーザー等の機械の一般名称を記載する。)	
型式	
燃料(ガソリン、液化石油ガス、軽油、その他(具体名)を記載すること。)	

3. 当該機械の構造で、構造要件の欄に該当する項目のチェック欄に「○」を記載するとともに、当該構造がわかる資料を別添として添付すること。

チェック欄	構造要件	該当条項
	車体に備えた原動機等の動力を用いて作業装置を作動させることができる。	
	カタピラを有する。	一号イ
	駆動車輪を左右それぞれ単独で制動又は駆動できる。	一号ロ
	全ての車輪により操向できる。	一号ハ
	後輪により操向できる。	一号ニ
	作業時において運転者席の向きが後方へ旋回できる。	一号ホ
	車体が屈折することにより操向できる。	一号ヘ
	油圧のみを用いてかじ取り車輪を作動させることにより操向できる。	一号ト
	車軸がセンターピポット方式。	一号チ
	車軸がヨーク回転方式。	一号リ
	車軸が脚柱回転方式。	一号ヌ
	車軸がリーニング機構方式。	一号ル
	車体が屈折する。	一号ヲ
	車体が伸縮する。	一号ワ
	前後の車台の間に、前後の車台がねじれることにより回転する軸を有する。	一号カ
※運搬を主目的とするものについては、下記についても該当要件にチェックすること。		
	自動車の大きさが幅3.5m又は高さ4.3mを超える。	二号イ
	原動機等の動力を用いて物品積載装置を傾斜させることにより、積載物を物品積載装置から下ろすことができる。	二号ロ
	かじ取り装置に全油圧式ステアリングシステムを有する。	二号ハ
	主制動装置に湿式多板ディスクブレーキを有する。	二号ニ

※環境省等記入欄(照会者においては記載不要)

【回答】 特定特殊自動車に該当する 特定特殊自動車に該当しない 提出資料からは判断不可
回答は、法令を所管する立場から、相談者から提示された事実のみを前提に、特定特殊自動車に該当するか否かについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。